

役員等報酬・費用弁償等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等の報酬、日当および旅費に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員等とは、法人の役員（理事、監事）及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等報酬は、施設計画等で常勤役員に対し給与として支給する場合の他は、これを支給しない。

(日当)

第4条 日当は、理事長の求めにより理事会、監査、評議委員会、評議員選任解任委員会に出席した場合について、年額10000円を支給する。

(旅費)

第5条 役員等が前条の業務以外の法人の業務のために出張したときは、職員の旅費規程を準用して旅費日当を支給する。

付 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。